

宮城県食品ロス削減推進計画

令和4年3月

宮 城 県

宮城県食品ロス削減推進計画

< 目次 >

第1章 総論	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 食品ロスの現状と課題	3
1. 食品ロスの概要	3
2. 本県における食品ロスの現状	4
(1) 家庭系食品ロス量	4
(2) 事業系食品ロス量	4
3. 食品ロスに対する県民意識, 事業者意識	6
(1) 家庭系食品ロス (県民意識)	6
(2) 事業系食品ロス (事業者意識)	8
4. 本県における食品ロスの課題	10
第3章 食品ロス削減推進の方針	16
1. 基本的考え方	16
2. 目標設定	17
第4章 施策と計画の推進	18
1. 施策	18
(1) 教育及び学習の振興, 普及啓発	18
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	19
(3) 未利用食品の利活用の支援	20
(4) その他	20
2. 各主体が目指す役割と行動	21
(1) 県民	21
(2) 事業者	21
(3) 民間団体・教育研究機関	22
(4) 県及び市町村	22
3. 推進体制	23
4. 進行管理	23

第1章 総論

1. 計画の趣旨

食品ロス¹については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ²において言及されるなど、国際的にも重要な課題となっています。大量の食料を輸入している我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が成立し、令和元年5月に公布、10月に施行されました。また、令和2年3月には、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定され、都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされました。

本県においても、宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）（令和3年3月策定）（以下「第3期循環計画」という。）において食品ロス対策を重視しており、食品ロス削減推進計画を策定することとしています。

これらを踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて、県内における食品ロス発生量、食品ロスの発生要因及び県民・事業者の食品ロスに対する関心等を把握して課題を整理し、食品ロス削減施策をとりまとめ、「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定するものです。



図1-1 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

（出典）国際連合広報センター

¹ 「食品ロス」：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）

² 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」：2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標

2. 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、同法第 11 条に基づく基本方針を踏まえて都道府県が策定するものです。

本計画の策定においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 5 に規定する廃棄物処理計画である第 3 期循環計画等との調和を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 4 年度(2022 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 9 年間とします。また、社会・経済情勢の変化や、第 3 期循環計画、基本方針の見直しを踏まえて検討し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 食品ロスの現状と課題

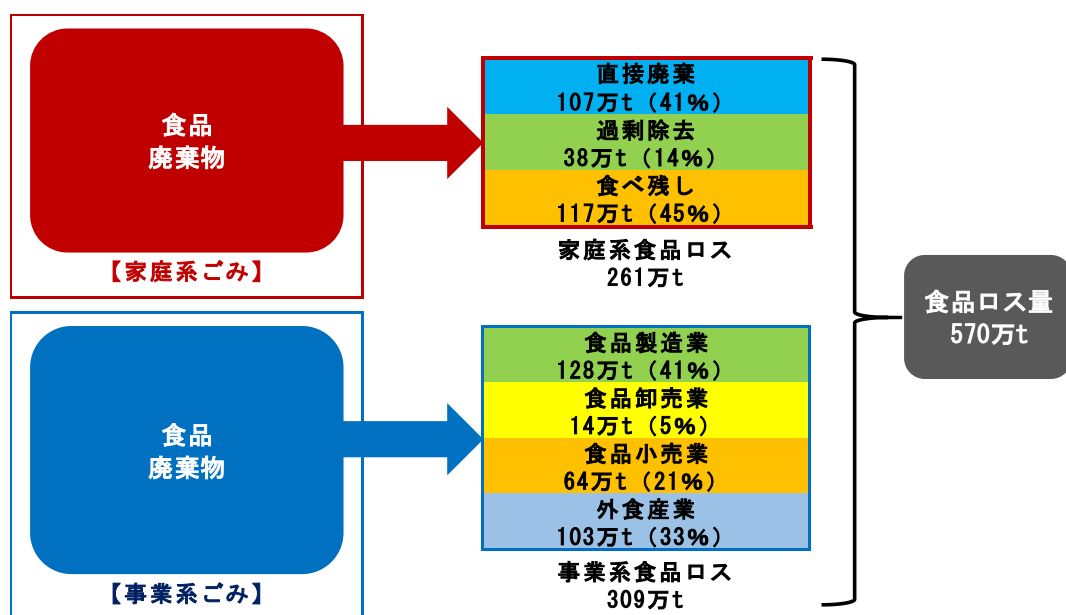
1. 食品ロスの概要

日本国内の食品ロス量は、年間約570万t（令和元年度（2019年度）推計³）と推計されています。これは、国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量約420万t（令和2年度（2020年度））の1.4倍に相当します。国民1人当たりで換算すると、1日124gのまだ食べられる食品を廃棄していることとなります。世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不足の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されており、その削減は喫緊の課題です。

国内の食品ロスのうち、家庭系食品ロス量が261万t、事業系食品ロス量が309万tとなっています。

家庭系食品ロスの内訳は、「直接廃棄⁴」、「過剰除去⁵」、「食べ残し」です。

事業系食品ロスの業種別内訳は、食品製造業が約4割、外食産業が約3割を占めています。事業系食品ロスの主な発生要因は、食品製造・卸売・小売業では「規格外品⁶」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。



注) 図中の数値及び構成比は、四捨五入のため、総数と個々の合計値が一致しない場合がある

図2-1 全国の食品ロス量（令和元年度（2019年度）推計）

（出典）環境省，農林水産省

³ 年間570万t：家庭系食品ロス量（261万t）＋事業系食品ロス量（309万t）

環境省（令和元年度推計）家庭系食品ロス量：261万t

農林水産省（令和元年度推計）事業系食品ロス量：309万t

⁴ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手付かず食品。

⁵ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（例：厚く剥き過ぎた野菜の皮など）

⁶ 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等

2. 本県における食品ロスの現状

環境省「一般廃棄物処理実態調査」による県内市町村の家庭系可燃ごみ量、食品リサイクル法に基づく事業所からの食品廃棄物等の定期報告及び国（環境省，農林水産省）の統計資料などから，県内の食品ロス量（令和元年度（2019年度））の推計を行いました。その結果，8.8万tの食品ロスが発生していると推計され，県民1人当たりには換算すると，1日106g（お茶碗1膳弱のご飯の量）のまだ食べられる食品を廃棄していることとなります。

（1）家庭系食品ロス量

家庭系可燃ごみ（42.9万t）中の4.5万t（約1割），県民1人当たりには換算すると1日約54gの家庭系食品ロスが発生しています。

全国値（国民1人1日当たり約57g）と比較すると，県内においても国民平均とほぼ同程度の家庭系食品ロスが発生しているものと推察されます。

（2）事業系食品ロス量

事業系食品廃棄物から4.3万tの食品ロスが発生し，その内訳は，外食産業1.4万t，食品製造業1.4万t，食品小売業1.1万t，食品卸売業0.4万tと推計されます。県民1人当たりには換算すると，1日約52gの事業系食品ロスが発生しています。

全国値（国民1人1日当たり約67g）と比較すると，国民平均よりも県民から発生する事業系食品ロスは少ないものと推察されます。これは，本県における食品製造業の多量発生事業者⁷による1人1日当たりの食品廃棄物発生量が相対的に少ない（国の約6割）ことを反映したものと思われまます。それでもなお，家庭から発生する量とほぼ同程度の食品ロスが，事業者から発生している状況です。

表2-1 国と本県の食品ロス量

		家庭系食品ロス	事業系食品ロス	食品ロス(合計)
国 平成30年度	発生量	276万t	324万t	600万t
	1人1日当たり発生量	60g/人・日	70g/人・日	130g/人・日
国 令和元年度	発生量	261万t	309万t	570万t
	1人1日当たり発生量	57g/人・日	67g/人・日	124g/人・日
宮城県 平成30年度	発生量*	4.6万t	4.5万t	9.1万t
	1人1日当たり発生量	55g/人・日	54g/人・日	108g/人・日
宮城県 令和元年度	発生量*	4.5万t	4.3万t	8.8万t
	1人1日当たり発生量	54g/人・日	52g/人・日	106g/人・日

*）宮城県による推計値：国の公表値及び市町村・広域行政事務組合の実績値に基づく推計結果

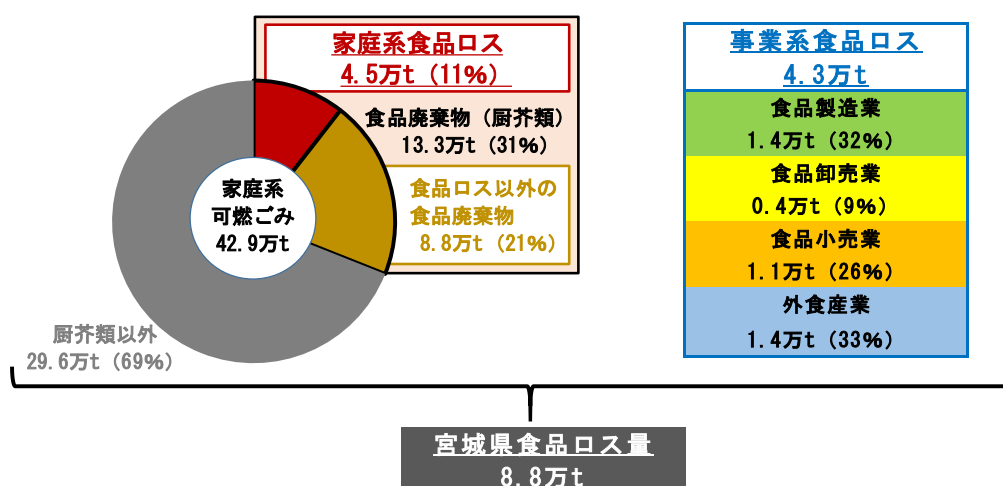
注）表中の数値は，四捨五入のため，合計と家庭系＋事業系の合計値が一致しない場合がある

⁷ 多量発生事業者：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）における食品廃棄物等多量発生事業者（食品廃棄物等の前年度の発生量が100t以上の食品関連事業者）

【参考】国と本県の多量発生事業者による食品廃棄物量（令和元年度）

区分	国 多量発生事業者 1人1日当たり 食品廃棄物量*	宮城県 多量発生事業者 1人1日当たり 食品廃棄物量*	(宮城県/全国) 比
食品製造業	292 g/人・日	181 g/人・日	62%
食品卸売業	2 g/人・日	6 g/人・日	280%
食品小売業	19 g/人・日	20 g/人・日	110%
外食産業	11 g/人・日	8 g/人・日	71%
計	325 g/人・日	215 g/人・日	66%

*) 農林水産省（令和2年）「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における『都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量』の集計結果（令和元年度実績）」の食品廃棄物等の年間発生量、環境省「一般廃棄物実態調査」の総人口及び年間日数より算出



注) 図中の数値及び構成比は、四捨五入のため、総数と個々の合計値が一致しない場合がある

図2-2 本県の食品ロス量（令和元年度(2019年度)推計）

3. 食品ロスに対する県民意識, 事業者意識

(1) 家庭系食品ロス (県民意識)

県民アンケート調査 (令和3年9月) の結果では, 食品ロス問題を「知っている」と回答した人は 94.0%で, 食品ロス問題を「知っている」かつ食品ロスを減らすための「取組を行っている」と回答した人は 91.7%でした。

国における調査 (「消費者の意識に関する調査結果報告書」 (令和2年度: 消費者庁)) の同じ質問への回答は, 食品ロス問題を「知っている」と回答した人は 79.4%で, 食品ロス問題を「知っている」かつ食品ロスを減らすための「取組を行っている」と回答した人は 76.6%となっています。

令和2年度の国の調査結果と比較し, 令和3年度の県民の「食品ロス問題の認知度」及び「食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合」は高い傾向が見られました。また, 基本方針における「食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合」の目標 80%に対し, 本県の調査結果は 90%以上となっており, 国の目標を達成している状況です。

表2-2 「食品ロスの認知度」及び「食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合」

	国 (実績) 令和2年度*	国 (目標)**	宮城県 (実績) 令和3年度
食品ロス問題の認知度	79.4%		94.0%
食品ロス問題を認知して削減に取り組む人の割合	76.6%	80%	91.7%

*) 消費者庁 (令和3年) 「令和2年度 消費者の意識に関する調査結果報告書」

**) 閣議決定 (令和2年) 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」

Q. あなたは, 「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。

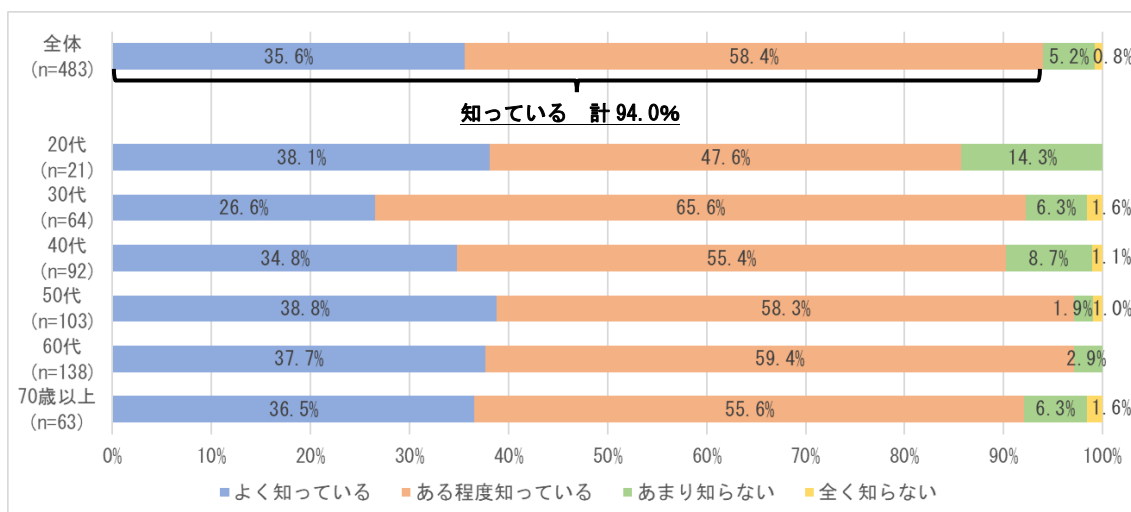


図2-3 県民の食品ロス問題の認知度

Q. あなたは食品ロスを減らすために取り組んでいることはありますか。

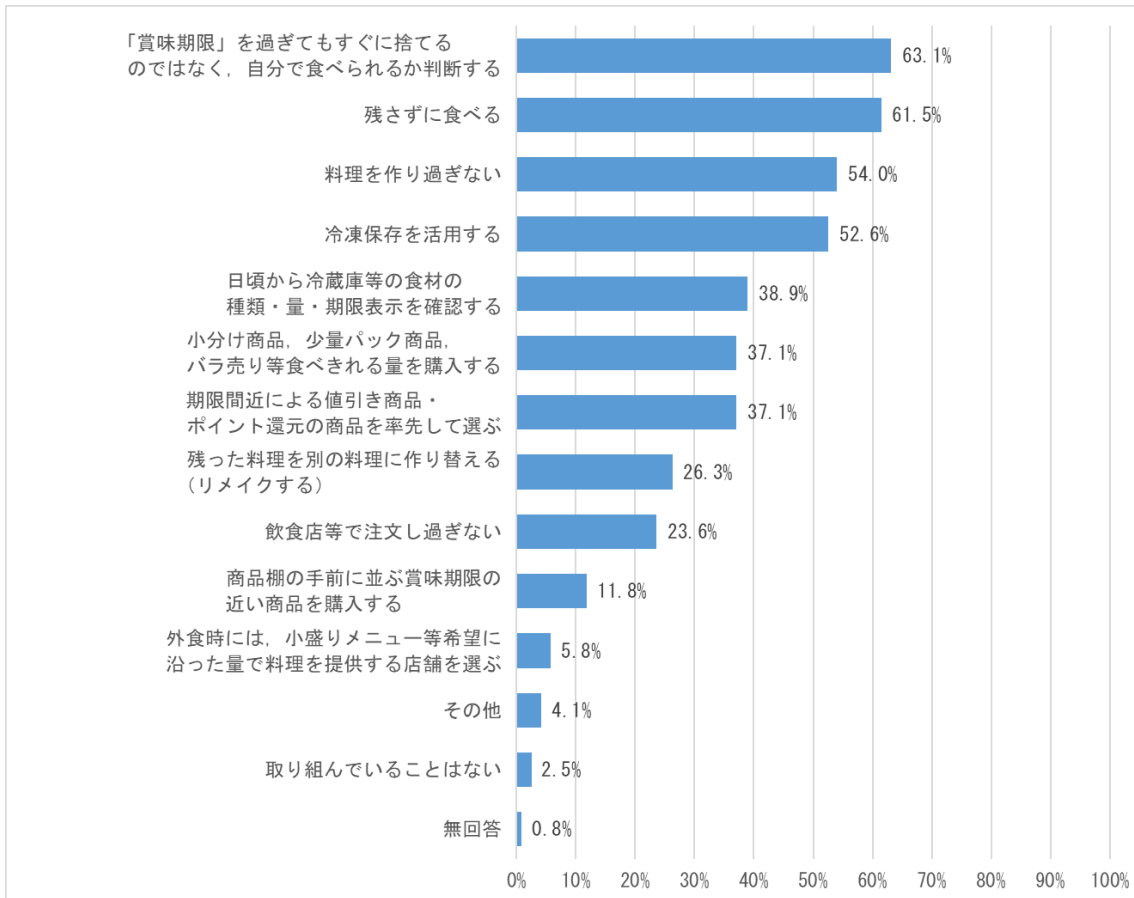


図 2-4 県民の食品ロスを減らすための取組

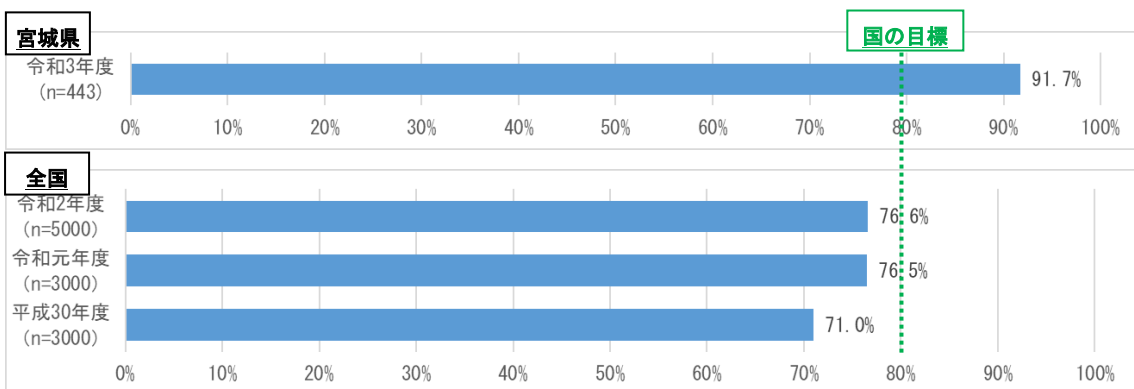


図 2-5 食品ロス問題を認知して食品ロス削減に取り組む人の割合

(2) 事業系食品ロス（事業者意識）

県内における事業者アンケート調査（令和3年10月）の結果から、食品ロス問題を「知っている」と回答した事業者は97.2%で、ほとんどの食品関連事業者が食品ロス問題を認知しています。

食品製造業では、約7割の事業所において食品ロスが発生し、2割の事業所では食品ロスの発生量が把握されていない状況です。また、食品小売業や外食産業では、8割以上の事業所から食品ロスが発生しており、さらに約4割の事業所において食品ロスの発生量が把握されていない状況です。

事業者において、食品ロス問題についてはよく認知されている一方で、自らの事業活動に伴う食品ロスの発生量については、未だ十分に認識されていない事業者も多いと考えられます。

Q. あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。

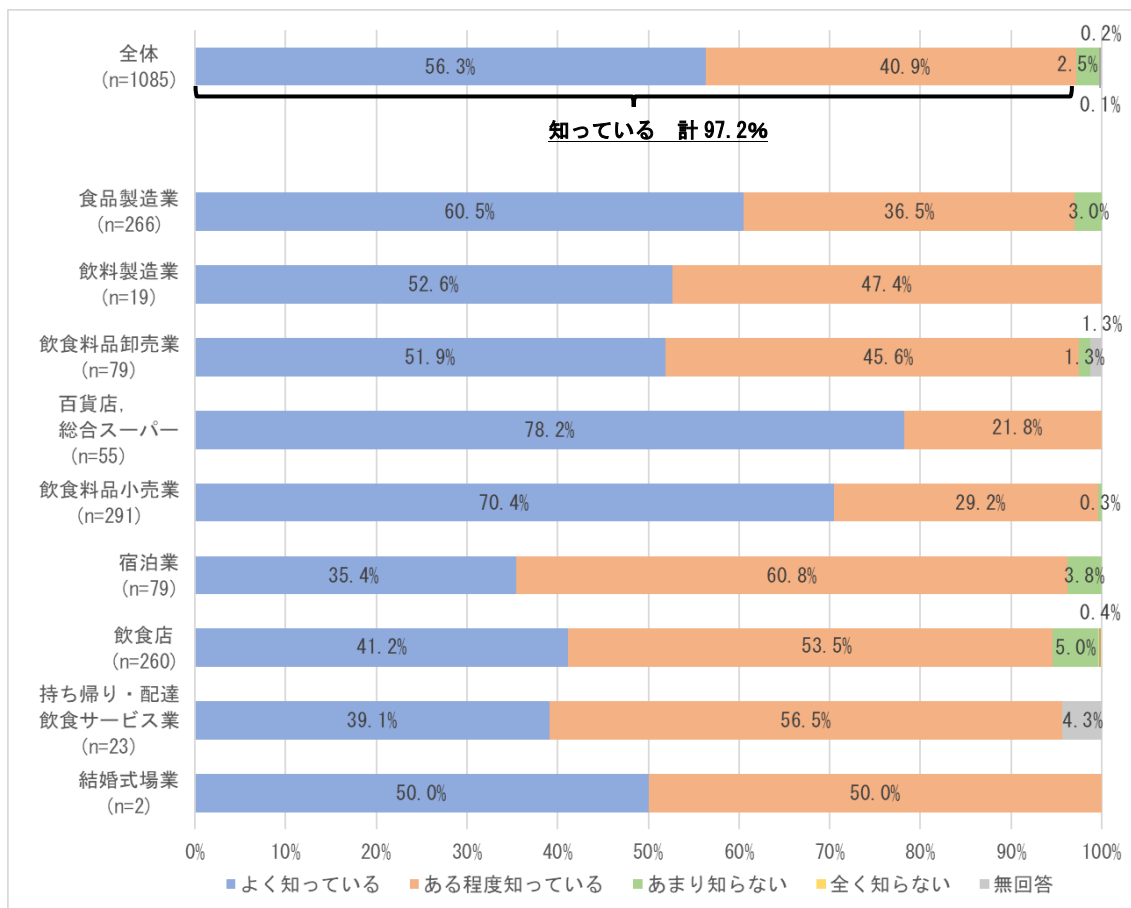


図2-6 事業者の食品ロス問題の認知度

Q. 貴事業所では食品ロスが発生していますか。

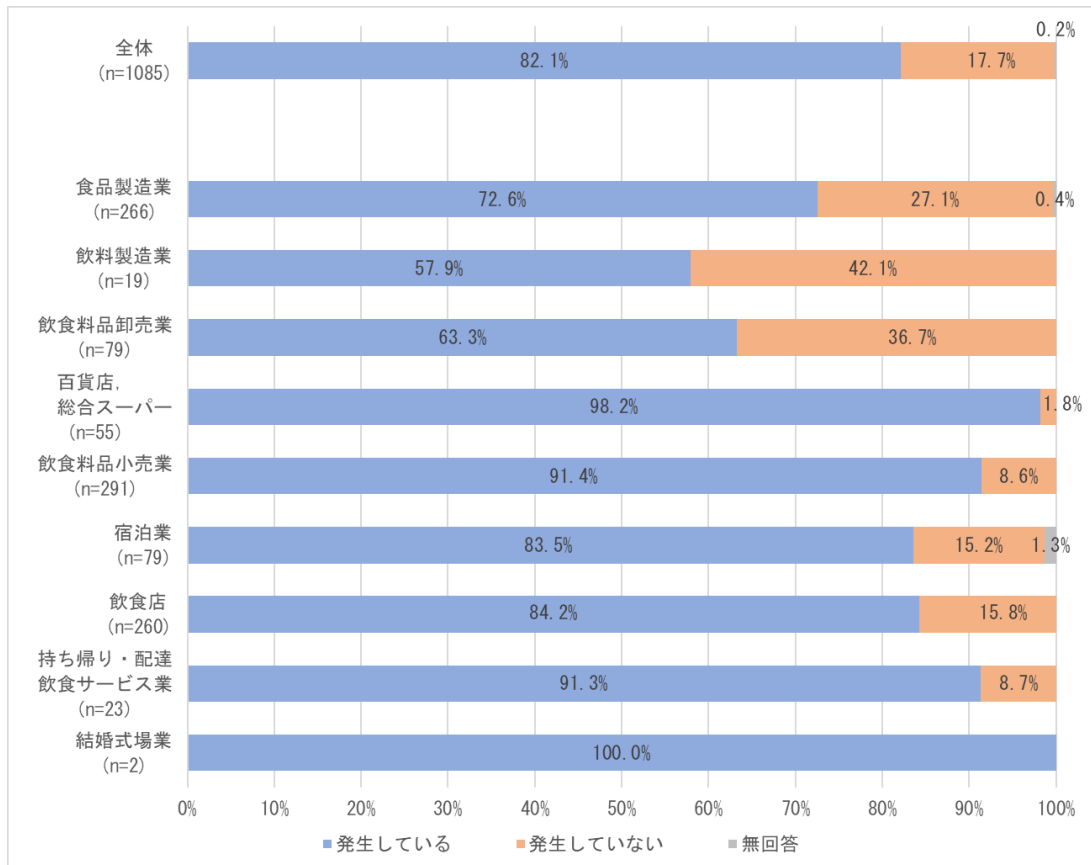


図 2-7 事業者における食品ロス発生の有無に関する意識

Q. 貴事業所では「食品ロス」の発生量を把握していますか。

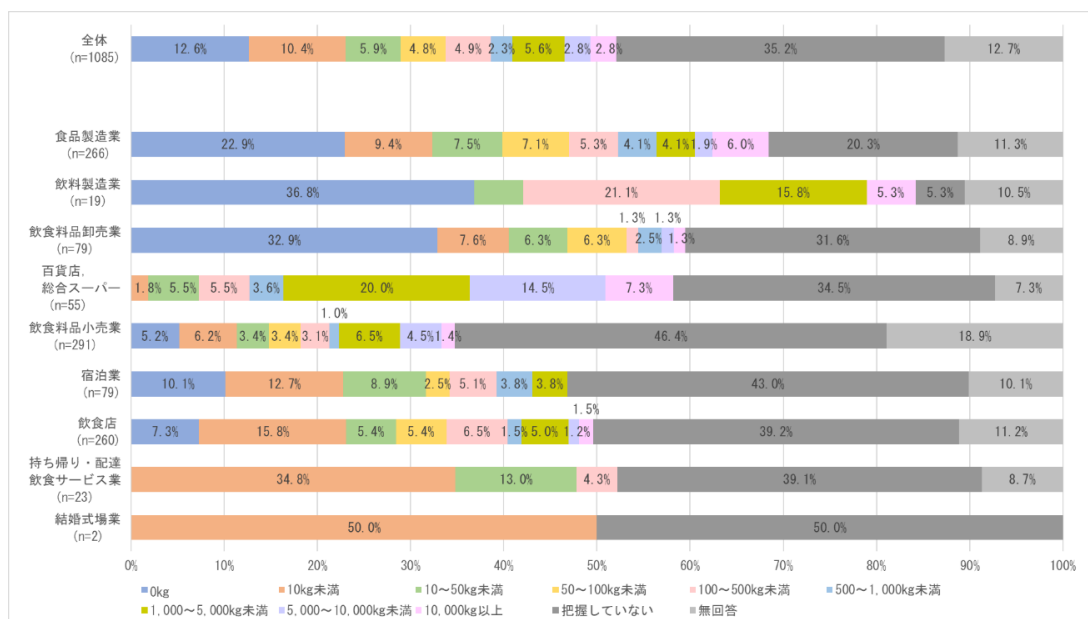


図 2-8 事業者における食品ロス発生量の把握状況

4. 本県における食品ロスの課題

食品ロスに関する県民の意識と行動は比較的高い状況にありますが、家庭系食品ロスの一層の削減に向けて、「直接廃棄」を減らすための保存方法、「過剰除去」を減らすための調理方法、「食べ残し」を減らすための上手な保存・調理方法に関する情報提供など、普及啓発の推進が求められます。また、家庭で余っている食べ物をフードドライブによって寄附するなど、未利用食品の有効利用を推進することが必要です。

新型コロナウイルスの影響が県民の食生活にも変化を及ぼしており、外食の機会が減る一方、家庭で調理をする機会や惣菜・弁当を購入して家庭で食べる機会が増え、コロナ禍において、家庭からの食品ロス削減は特に重要な課題と位置づけられます。

事業者における食品ロスの発生要因としては、食品製造業では「調理・加工の際の端材」、「製造過程での汚損・破損・異物混入」、「試作品、検査品、サンプル」などが挙げられます。食品小売業では「賞味期限・消費期限切れ」や「賞味期限・消費期限内だが、社内ルール等で利用できなくなった」などの要因が多い状況です。流通の過程において、食品製造業、食品卸売業及び食品小売業の間で決められた商習慣などにより、賞味期限前にも関わらず廃棄される食品があることも課題と考えられます。外食産業では、「調理・加工の際の端材」や「客の食べ残し」などが食品ロスの主な要因となっています。

これら業種別の発生要因を踏まえ、実効性のある施策を推進していくことが重要です。

食品小売業で売れ残りを減らすための工夫としては、約7割が「値引き販売」、約4割が「てまえどりの協力依頼」をしています。約26%が実施している「小ロット化」、約17%が実施している「ばら売り」は、県民からも「小分け商品、少量パック商品の充実」として期待の大きい取組です。

外食産業に対しては、「食べきれなかった料理の持ち帰りができること」などが期待されています。一方、顧客の食べ残しを減らすための活動としては、約6割が「特に何もしていない」との回答であり、「小盛メニューの提供」「料理の量に関する情報提供の充実」を含めた取組例の情報提供などの支援が必要と考えられます。また、消費者の意識の高まり・協力が不可欠とする回答が多くありました。

食品ロス削減のため、県民と事業者が連携して、これらの具体的施策を展開していくことが求められています。

【県民】 Q. 食品ロスを減らすために知りたい情報はありますか。

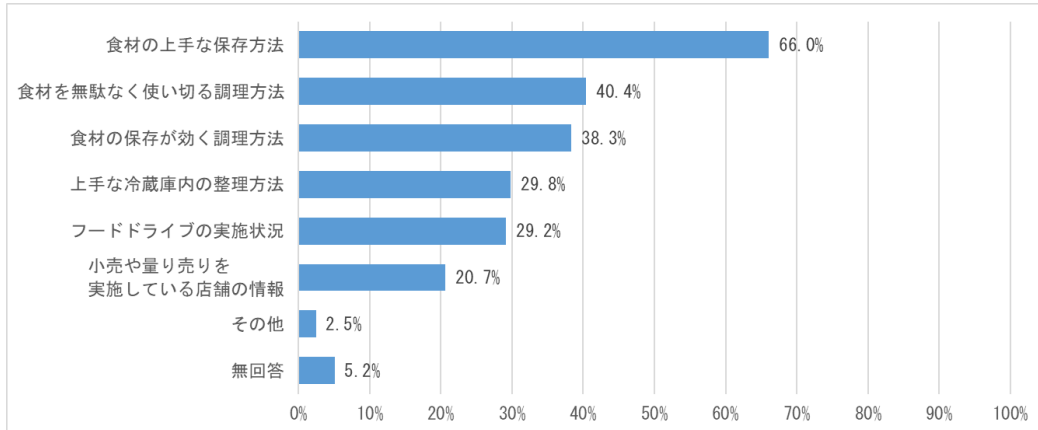


図 2-9 県民の食品ロス削減のために知りたい情報

【県民】 Q. 新型コロナウイルスまん延の前後で、食生活に変化がありましたか。(外食の機会)

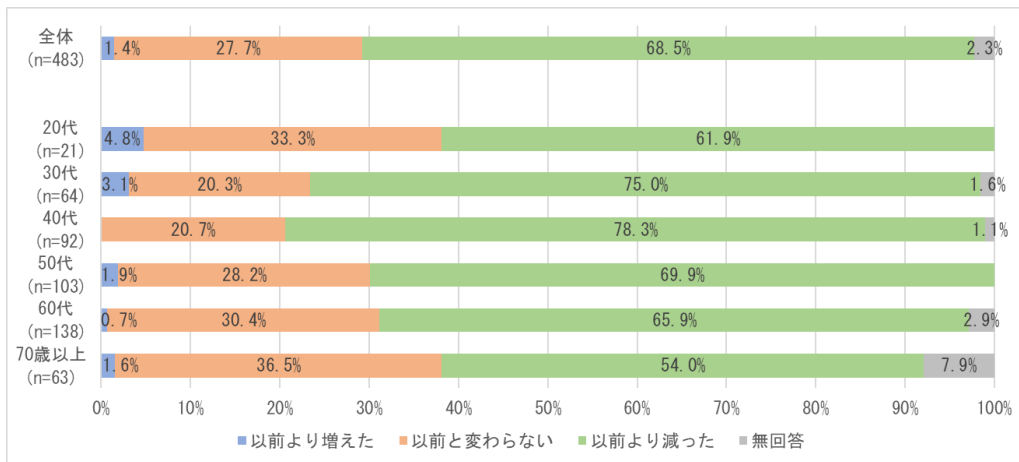


図 2-10 新型コロナウイルスによる食生活の変化 (外食の機会)

【県民】 Q. 新型コロナウイルスまん延の前後で、食生活に変化がありましたか。(家庭で調理の機会)

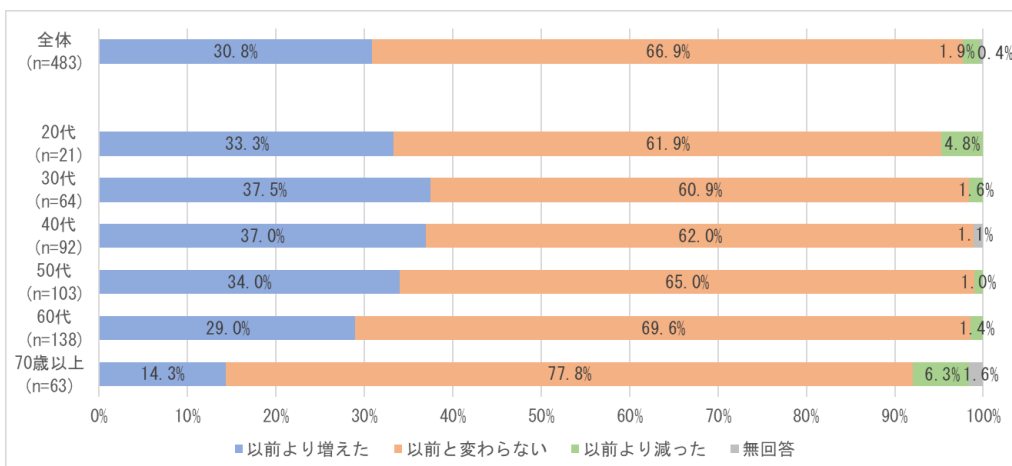


図 2-11 新型コロナウイルスによる食生活の変化 (家庭で調理の機会)

【事業者】Q.「食品ロス」が発生する主な場面・理由は何ですか。

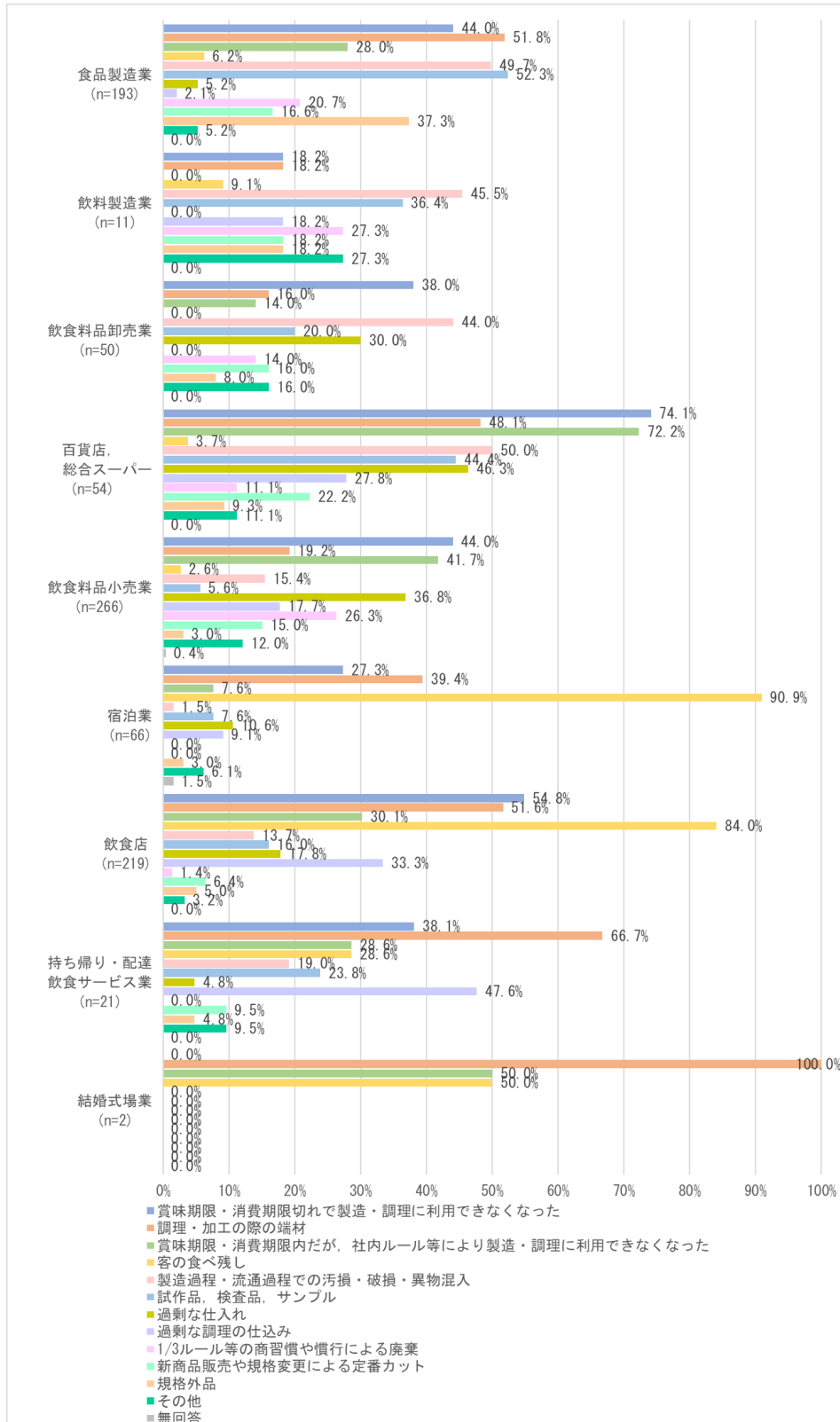


図 2-12 事業系食品ロスの発生要因（業種別）

【事業者】Q. 貴事業所では「1/3ルール」の改善・緩和に対し、取り組んでいることはありますか。

(食品製造業, 食品卸売業, 飲食料品小売業)

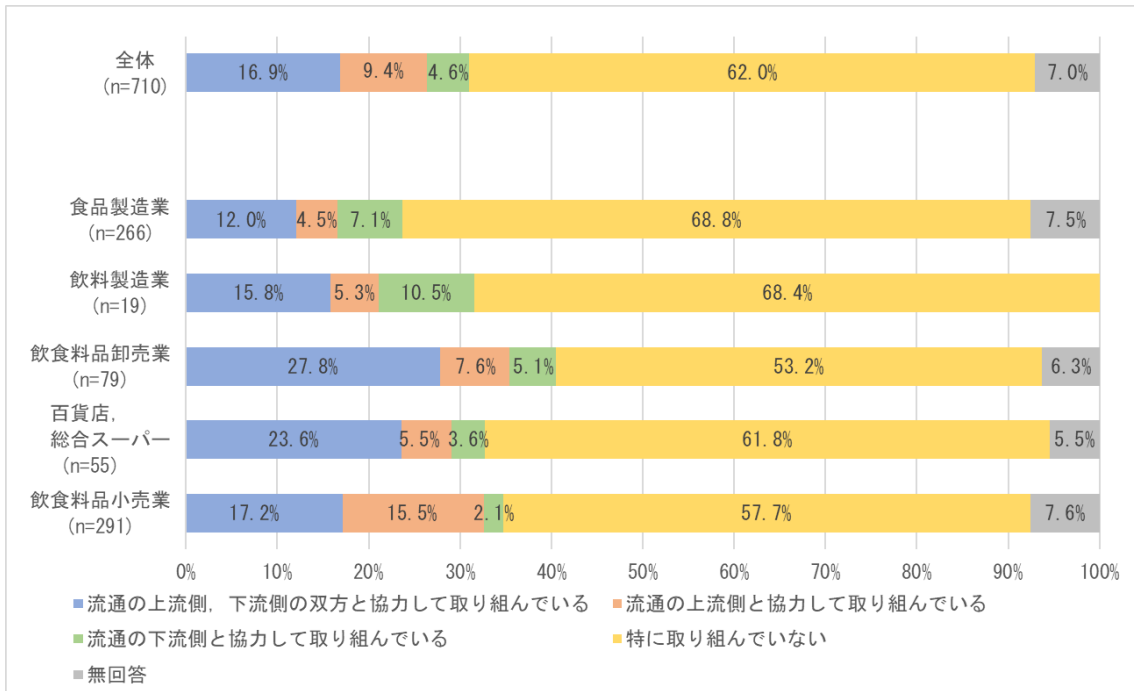
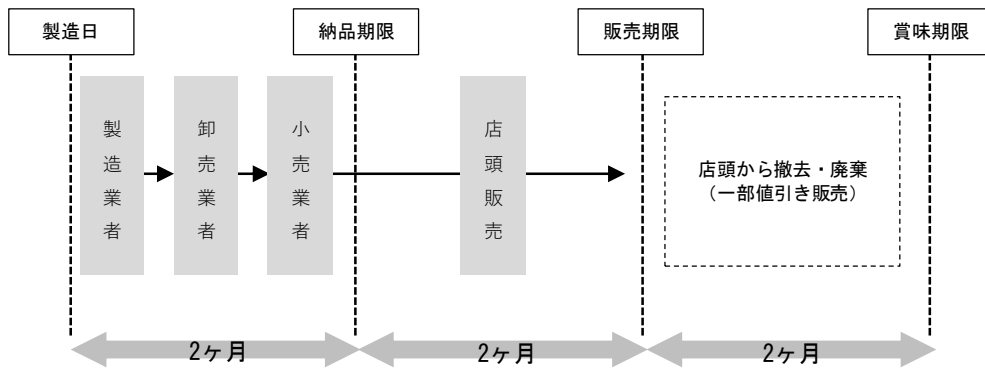


図2-13 事業者の商習慣(1/3ルール⁸など)の見直しに関する取組

⁸ 1/3ルール：食品製造業者、卸売業者、小売店の間で決められた商習慣で、食品（加工品）の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、以下の3つの期限を決めている。

- ・小売業者への「納品期限」は、製造日から1/3の時点まで
- ・小売業者による「販売期限」は、製造日から2/3の時点まで
- ・最後の1/3の期間は、消費者がその食品をおいしく食べることができる「賞味期限」

例えば、賞味期限が6ヶ月の食品の場合、製造日から2ヶ月以内への小売業者への納品、製造日から4ヶ月以内の販売が求められ、「納品期限」、「販売期限」を過ぎた商品の多くは、返品または撤去の後、賞味期限前に廃棄されます。そのため、1/3ルールは食品ロス発生の要因の一つとなっている。



1/3ルールのイメージ（賞味期限6ヶ月の場合）

【県民】 Q. 食品ロスを減らすため、顧客の立場として小売店に期待することはありますか。

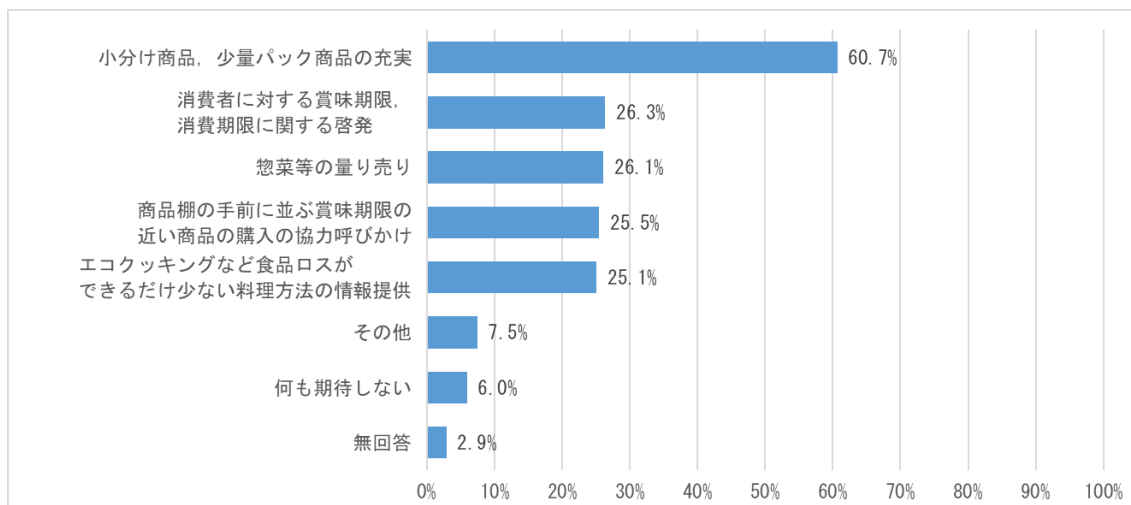


図 2 - 1 4 県民の食品ロス削減のために食品小売業に期待すること

【事業者】 Q. 貴事業所は、売れ残りを減らすための工夫を行っていますか。(食品小売業)

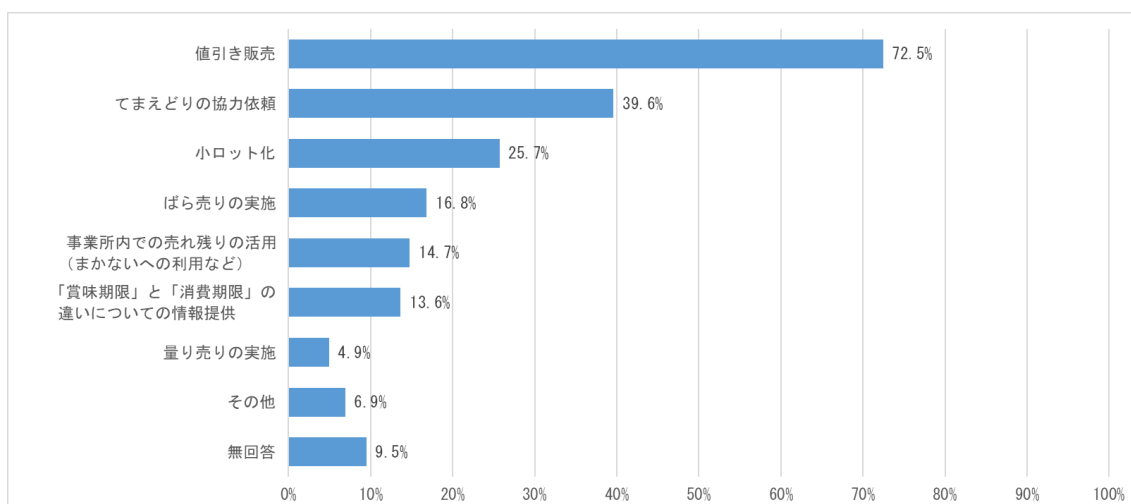


図 2 - 1 5 食品小売業における売れ残りを減らすための工夫

【県民】 Q. 食品ロスを減らすため、顧客の立場として飲食店に期待することはありますか。

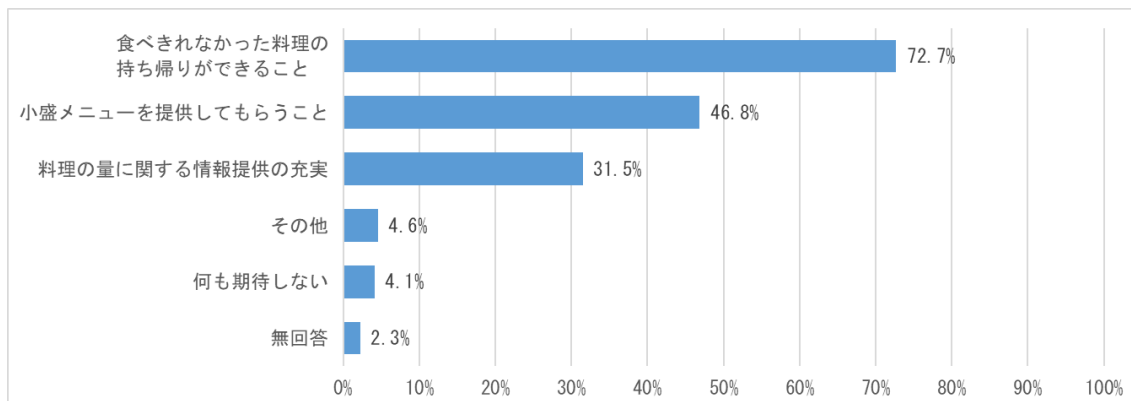


図 2-16 県民の食品ロス削減のために外食産業に期待すること

【事業者】 Q. 貴事業所では「30・10 運動（さんまるいちまる運動）⁹」など、顧客の食事の食べ残しを減らすための活動を実施していますか。（外食産業）

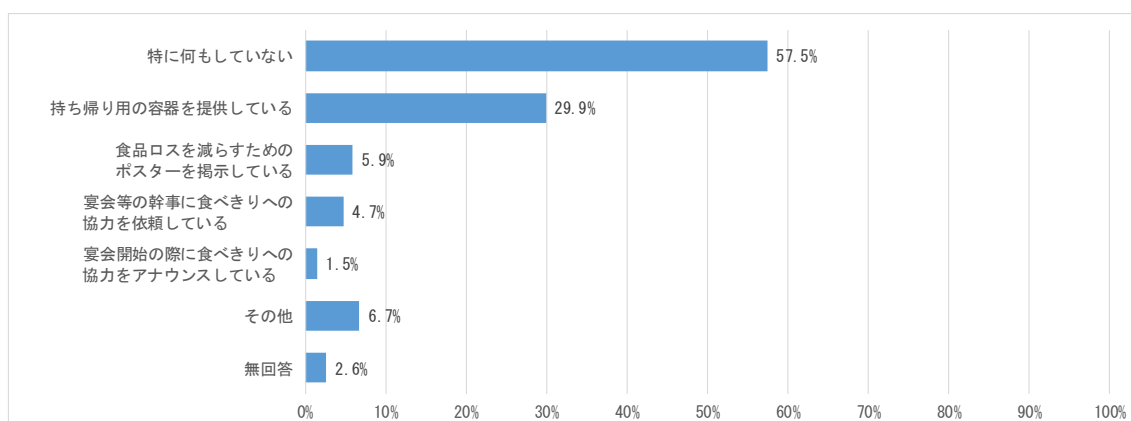


図 2-17 外食産業における食べ残しを減らすための工夫

⁹ 30・10 運動（さんまるいちまる運動）：宴会などの席において、乾杯後 30 分間とお開き前 10 分間は自分の席で料理を楽しむことで、食べ残しを減らそうという運動

第3章 食品ロス削減推進の方針

1. 基本的考え方

食品ロスの削減には、私たち県民一人一人が「もったいない」の気持ちを持ち、この問題を他人事ではなく我が事として捉え、理解するだけにとどまらず身近なことから行動に移す必要があります。

すなわち、

- 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- 食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- 生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることを理解するとともに、
- 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
- 可能なものから具体的な行動に移す

ことが求められます。

こうした理解と行動が広がるよう、県民、事業者、民間団体・教育研究機関、県及び市町村等の多様な主体が連携・協働し、県民運動として食品ロスの削減を推進するものとします。



2. 目標設定

基本方針では、平成12年度（980万t）を基準に、令和12年度までに食品ロス量を半減（490万t）させるという目標を設定しています。

国の目標を達成するためには、直近の推計である令和元年度（570万t）を基準とした場合、令和2年度から令和12年度までの11年間で食品ロス量をさらに14%（家庭系食品ロス17%、事業系食品ロス12%）削減する必要があります。

本県では、国の削減目標及び直近の推計値のほか、県内市町村の食品ロス削減推進計画を踏まえ、令和元年度（8.8万t）を基準に、令和12年度までに食品ロス量を21%（家庭系食品ロス量29%、事業系食品ロス量12%）削減し、7.0万tとすることを目標とします。

削減目標については、達成状況を把握・分析し、検証結果を踏まえ、必要に応じて目標や施策の見直しを行います。

表3-1 削減目標

指標	令和元年度 （基準年度） 推計値	令和元年度 1人1日 当たり 発生量	令和12年度 （目標年度） 目標値	令和12年度 1人1日 当たり 発生量	基準年度に 対する目標年 度の削減率
家庭系食品ロス量	4.5万t	54g/人・日	3.2万t	41g/人・日	-29%
事業系食品ロス量	4.3万t	52g/人・日	3.8万t	49g/人・日	-12%
食品ロス量（合計）	8.8万t	106g/人・日	7.0万t	90g/人・日	-21%

第4章 施策と計画の推進

1. 施策

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発

- ホームページ、新聞、ラジオ、メールマガジン、広報誌、イベント等を通じて、食品ロス削減に関する情報発信を行います。
- 市町村等が行う食品ロス削減に関する講座・イベント等への講師派遣、啓発資材の貸出により、その活動を支援します。
- 目指すべき消費者市民社会における事業者の役割や消費者志向経営への理解促進を図るため、事業者教育に取り組みます。
- 食育に取り組む個人や団体・企業の「みやぎ食育応援団」による学校、保育所、地域における食育活動を支援します。
- 学校教育の場では、給食の時間や各教科の授業を通じて、食べ物を大切に、食べ物の生産等に関わる人々への感謝を育みます。

食べものを捨てるのはもったいない ～みんなで食品ロスを減らしましょう～

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べものことです。

食品ロスの発生量は、なんと年間約621万トン。^(※)
この量は、国民1人あたりお茶碗約1杯分(約134グラム)の食べものが毎日捨てられていることとなります。

一人一人が「もったいない」という気持ちをもって食品ロスを減らしましょう。

※単位:2018年度食料ロス削減計画

今日からやってみよう 食品ロスを減らすための取組み

1 余計なものまで買わずにいませんか

安!

必要なものをメモして計画的に買い物をしよう。

2 買ったまま忘れていたものはありませんか

冷蔵庫の中身は定期的にチェック。消費期限や賞味期限が近いものから食べましょう。

3 作りすぎていませんか

食べ残しはもったいない。おいしく食べられる量を作りましょう。

4 欲ばって注文していませんか

外食の場面では食べ残しが大きな問題になっています。

宮城県環境生活部循環型社会推進課

食品ロス削減推進法

「食品ロスの削減に関する法律(令和元年法律第19号)」とは

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスを減らすため、国や事業者などが果たすべき責務を明確にし、食品ロス削減に関する基本方針や施策の基本となる事項などを定めています。

どうして食品ロスが問題なの?

世界には栄養不足状態の人々が多く存在しています。しかし、日本ではまだ食べることができる食品が日々、大量に捨てられています。また、食料の生産に使われたエネルギーが無駄となるため、食品ロスは資源を無駄にしているとともに、二酸化炭素の排出による地球温暖化など環境負荷の要因となります。

国・地方自治体・事業者の責務及び消費者の役割

国

食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定・実施する責務

+

地方自治体

地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務

連携協力

事業者

国・地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロスの削減に積極的に取り組むよう努める責務

+

消費者

食品ロス削減に理解と関心を深め、食品ロスの削減に自主的に取り組むよう努める役割

国・地方自治体の施策にはどんなことを定めるの?

- ① 消費者・事業者などに対する教育の振興
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関する功労者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態や食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロス削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ フードバンク活動に関する支援及び調査

10月は食品ロス削減月間

法律では、10月を「食品ロス削減月間」、毎月30日を「食品ロス削減の日」としています。

宮城県では、平成30年に10月30日を「みやぎ県民食べきりの日」として制定しました。

宮城県

図4-1 食品ロス削減に関する啓発資材 (パネル)

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- 県内の飲食店・宿泊施設を「みやぎの食べきりモデル店舗（モデル店）」として認定し、食べきり啓発用資材（コースターやポスター等）の配布などを行うことで、食べ残しによる食品ロスの削減に取り組む飲食店・宿泊施設を支援します。
- 食料品製造業等から発生する食品廃棄物について、産業廃棄物の3Rの効果のある設備の設置や、技術・製品の開発を行う事業者を支援します。
- 消費者が飲食店から持ち帰りをする際の飲食店側の注意喚起に係る助言など、衛生管理の指導を行います。
- 地域の食材等を活用した商品開発を行うことに加えて、規格外食材の利用、製造工程の歩留まり改善等により、食品廃棄物の削減等に取り組む事業者を支援します。
- 産業廃棄物の発生抑制等を図る事業者を支援するため、民間企業において工程管理や品質管理、環境管理等に携わった経験を有する環境産業コーディネーターを派遣します。
- ポップ、ポスター等啓発資材を作成し、スーパー・コンビニ等に配架し、商品棚の手前に陳列されている、賞味期限の近い商品から購入する「てまえどり」や、食べきれる分だけ購入するなどの食品ロス削減の取組を推進します。



図4-2 左：食べきり啓発資材（コースター）， 右：てまえどり（ポスター）

(3) 未利用食品の利活用の支援

- 10月の「食品ロス削減月間」、10月30日の「みやぎ県民食べきりの日」にあわせ、県庁等を会場とした「みやぎフードドライブ」を開催し、寄附された食品は、フードバンク団体を通じて必要としている方に提供します。
- フードバンク活動を行う団体を支援します。
- フードバンク活動に係る課題を解決するため、関係者による協議の場の設置等を通じて連携体制の構築を支援するとともに、他県における先進事例等を積極的に情報提供します。
- 企業訪問等によるフードバンク活動の周知など、安定的かつ持続可能なフードバンク活動展開に向けた環境整備を促進します。
- 新たな商品・加工品の開発支援により、規格外品の有効活用を支援します。

(4) その他

- 食品ロス削減を含む3R推進に向けて、各主体(市町村・一部事務組合、小売事業者、各種団体、県)が地域の課題を共有し、実践的な取組について意見交換する場として「みやぎの3R推進会議」を県内各地域で開催します。
- 「市町村振興総合補助金」により、市町村及び一部事務組合が行う、食品ロスを含むごみ減量化・再資源化及び再利用の促進を図るための事業に要する経費を支援します。
- 災害備蓄食料について、フードバンクへの提供などによる利活用の推進を図ります。
- 県の機関において、食品廃棄物の活用に向けた試験研究に取り組みます。

「もったいない」を「ありがとう」へ
食品をお譲りください
 日本では、まだ食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロスが年間600万トン発生しています。
 10月30日はみやぎ県民食べきりの日！
みやぎフードドライブ2021
 日時 **10月18日(月)から10月29日(金)まで**
 (受付時間 9:00~16:00 土日は除く)
 場所 **宮城県庁舎13階 循環型社会推進課**
 (仙台市青葉区本町3-8-1)
 *10月29日(金)のみ宮城県庁舎1階玄関ホールで実施します
お譲りいただきたい食品
 缶詰 米(玄米可) レトルト食品
 その他 カップ麺、乾麺、など
 ⚠️ 寄贈していただく食品は次の条件を満たす食品とさせていただきます。
 ▶ 未開封のもの
 ▶ 賞味期限が明記され、令和3年11月30日以降であるもの
 (玄米については令和2年度又は令和3年度であることが分かるもの)
 (白米の場合は精米日時もしくは賞味期限が明らかな物)
 ▶ 常温保存可能なもの
 ▶ 包装や外袋が破損していないもの
 ▶ 生鮮食品以外のもの(卵を除く)
 ▶ アルコール飲料以外のもの
 ▶ 日本語表記されているもの
 ⚠️ 一度に5kg以上お持ち込みいただく場合は、事前に下記お問合せ先にご連絡ください。
 寄贈品には送料がかかります(送料は県持ち込み)。
 ecoチャレンジみやぎのEcoアクション対象イベントです。
 食品を寄贈してくださった方にはecoポイントを差します!!
 【主催】宮城県 【共催】一般社団法人フードバンクいのまき
 お問合せ先 宮城県環境生活部循環型社会推進課 ☎022-211-2649



図4-3 左:「みやぎフードドライブ」のチラシ、 右: 寄附食品

2. 各主体が目指す役割と行動

(1) 県民

- 食品ロス削減の必要性を理解し、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に把握し、「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」を減らすため、保存方法や調理方法の工夫など、食品ロス削減の取組を実践します。
- 食品の計画的な購入を心がけ、食品ロスを減らします。
- 食品ロス削減に関する県や市町村の施策に、積極的に参画・協力します。
- 商習慣の見直しなど事業者の取組を理解し、食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用するなど、優良な事業者の取組を支援します。
- 小売店の小分け商品・少量パック商品の購入や容器持参による量り売り等の利用、「てまえどり」への協力、飲食店での適量注文など、事業者と連携した食品ロス削減の取組を推進します。
- 外食時料理が残った場合は、外食事業者からの衛生上の注意事項を理解した上で、自己責任の範囲で持ち帰りを検討します。
- フードドライブ等を通じて、支援を必要とする方に食品を寄附するなど、未利用食品の有効活用を図ります。
- やむを得ず発生する家庭系食品廃棄物については、堆肥化等の資源化を推進します。

(2) 事業者

① 農林水産業

- 規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進します。

② 食品製造業

- 食品リサイクル法に基づき食品廃棄物の削減を推進し、自らの事業活動に関して排出している食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践します。
- 食品原料の無駄のない利用や、製造工程・出荷工程における適正管理、端材等従来廃棄されていた食材の活用検討等により、食品ロスの削減に努めます。
- 卸売業者や小売店などと連携・協力して、規格外品の有効活用や1/3ルール等の商習慣の見直しに積極的に取り組みます。
- 食事量の調整可能な商品の提供など、家庭系食品ロス削減に有効な取組を推進します。
- やむを得ず発生する事業系食品廃棄物については、飼料や堆肥への利用及びエネルギー回収利用など、再生利用を推進します。

③ 食品卸売業・小売業

- 食品の流通・販売過程において、自らの事業活動に関して排出している食品ロスについて適切に把握し、その削減につながる取組を実践します。
- 食品製造業者などと連携・協力して、規格外品の有効利用や1/3ルール等の商習慣の

見直しに積極的に取り組みます。

- 消費者に対して、「てまえどり」の協力呼びかけなど，食品ロス削減に有効な取組を推進します。
- 消費者に対する小分け商品，少量パック商品の提供，賞味期限・消費期限に関する啓発，エコクッキングのような食品ロスの少ない料理方法の情報提供等，家庭系食品ロス削減に有効な取組を推進します。
- やむを得ず発生する事業系食品廃棄物については，飼料や堆肥への利用，エネルギー回収利用など，再生利用を推進します。

④ 外食産業

- 飲食店等において，自らの事業活動に関して排出している食品ロスについて適切に把握し，その削減につながる取組を実践します。
- 小盛メニューの提供や料理の持ち帰りなど，食品ロス削減に有効な取組を推進します。
- 「みやぎの食べきりモデル店舗（モデル店）」の認定，食べきり啓発用資材（コースターやポスター等）の活用などを通じ，顧客の食べ残しによる食品ロスの削減に取り組みます。
- やむを得ず発生する事業系食品廃棄物については，飼料や堆肥への利用及びエネルギー回収利用など，再生利用を推進します。

（３）民間団体・教育研究機関

- NPOなどの民間団体は，県や市町村，食品関連事業者等と連携し，食品ロス削減を図るため，県民及び事業者への幅広い普及啓発に取り組みます。
- 食品ロス削減につながるイベントや公開講座及びフードドライブ・フードバンクの活動に関わる積極的な情報発信を行います。
- 教育研究機関は，食品ロスの削減に寄与する技術の研究開発を推進します。

（４）県及び市町村

- 県民や事業者に対して，食品ロスの削減に関する普及啓発を行います。
- 食品ロス発生量の推計やごみの組成分析等の調査を行い，実態を把握することで，食品ロス削減のための施策に活用します。
- 県は，市町村等が行う食品廃棄物の減量化・再資源化・再利用の促進を図るための事業に対し，「市町村振興総合補助金」による支援を行います。
- 県は，出前講座，講師派遣，ワークショップ開催等を通じて，市町村等の施策展開を支援します。
- 市町村は，食品ロス削減推進法に基づき，市町村食品ロス削減推進計画の策定に努めます。

3. 推進体制

県は、関係施策を実施する各課等と連携し、効果的な施策の実施を図るほか、「みやぎの3R推進会議」などの場を活用し、市町村、事業者、民間団体等と連携し、意見・情報交換を行い、適切に施策に反映させることとします。また、市町村、事業者等と連携・協力し、各主体の行動の実践を促していきます。

- ・関係事業を実施する各課等と意見交換を行い、より効果的な施策の実施を図ります。
- ・毎年度、各施策の進行管理、実績把握を行います。
- ・本県の抱える循環型社会の形成に向けた課題解決のため、市町村、事業者、NPO等の民間団体、教育研究機関等と連携し、各主体の行動の実践を促していきます。

4. 進行管理

県は、市町村や事業者などと連携し、目標の達成状況や施策の進捗状況と成果等について毎年度把握・分析を行い、その結果を基に必要に応じた対策を講じるなど、実効性のある的確な進行管理を行います。

- ・目標値の状況について、毎年度把握・分析します。
- ・社会、経済情勢の変化や第3期循環計画、基本方針の見直しを踏まえて検討し、必要に応じて見直しを行います。